

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 『0865-44-6422』（8時30分～17時30分）

担当者 中村 成典 ・ 山下 いちこ ・ 山口 滝治 ・ 村上 信治

※ ご不明な点はいつでもお尋ねください。

2. オペラハウス鴨方 ケアプランセンターの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

種 別	指定居宅介護支援事業所
事業所名	オペラハウス鴨方 ケアプランセンター
所在地	岡山県浅口市鴨方町 ^{じとうかみ} 地頭上567
連絡先	電話 0865-44-6422 FAX 0865-44-6424
介護保険指定番号	3372701031
事業所長(管理者)	中村 成典
通常の実施地域	浅口市、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、笠岡市（島嶼部を除く）、倉敷市玉島地区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管 理 者	1名(常勤兼務)
介護支援専門員	4名(常勤4名)

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	8時30分～17時30分
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

※ 24時間連絡体制をとっており、休日・夜間は 080-6303-4245 中村 が対応いたします。

3. サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者との連絡・調整
- (3) サービス実施状況の評価
- (4) 利用者状態の把握
- (5) 給付管理

(6) 要介護認定申請に対する協力・援助

(7) 相談業務

4. 相談・苦情の受付について

(1) 事業所は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(2) 行政機関その他相談・苦情等受付機関

相談・苦情等受付窓口	居宅介護支援専門員 中村 成典
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
電話番号	0865-44-6422

浅口市健康福祉部 高齢者支援課	所在地 浅口市鴨方町鴨方 2244-26 (受付時間 8:30~17:15) 電話番号 0865-44-7113 FAX 0865-44-7110
岡山県運営適正化委員会	所在地 岡山市北区南方 2丁目 13-1 (受付時間 8:30~17:00) 電話番号 086-226-9400 FAX 086-226-9400
介護サービス苦情相談窓口	所在地 岡山市北区桑田町 17-5 (受付時間 8:30~17:00) 電話番号 086-223-8811 FAX 086-223-9109
里庄町役場健康福祉課	所在地 浅口郡里庄町里見 1107-2 (受付時間 8:30~17:15) 電話番号 0865-64-7232 FAX 0865-64-7236
矢掛町役場福祉介護課	所在地 小田郡矢掛町矢掛 3018 (受付時間 8:30~17:15) 電話番号 0866-82-1026 FAX 0866-82-9061
笠岡市役所 健康福祉部長寿支援課	所在地 笠岡市中央町 1-1 (受付時間 8:30~17:15) 電話番号 0865-69-2139 FAX 0865-69-2180
倉敷市指導監査課	所在地 倉敷市西中新田 640 (受付時間 8:30~17:15) 電話番号 086-426-3297 FAX 086-421-4417

5. 事故発生時の対応及び賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害をおよぼした場合には、その損害を賠償します。

(1) 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

6. 緊急時の対応

事業者は、居宅介護支援の提供時に利用者の心身の状況が急変した場合、その他必要な場合には速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

7. 秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

その守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を用いる場合については、あらかじめ文書で利用者およびその家族に同意を得ます。

8. 利用料、その他の費用について

(1) 利用料金

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙 1」の通りです。

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※利用者の保険料滞納等のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じた金額（1ヶ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、該当市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

(2) 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を越えてから路程 1 kmあたり 12 円を実費として徴収します。

※送迎距離とは、2-（1）に定める、通常の実施地域を越える地点から、利用者の自宅までの距離とします。

(3) 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いの同意を得ます。

9. 公正中立な支援について

当事業所は、利用者の意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることが出来ます。また居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも受けることが出来ます。

当事業所が居宅サービス計画に位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙 2」の通りです。

10.事業計画、財務内容サービス提供記録等の閲覧

当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、利用者およびその家族のうちこれを希望される方には閲覧を許可します。ご希望者は職員までお申し付けください。

11.個人情報の利用について

- (1) 当事業所で知り得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。
 - (ア) 居宅介護支援業務および介護予防支援業務の遂行
 - (イ) サービス担当者会議での情報共有
 - (ウ) 各サービス担当者および主治医との情報共有
 - (エ) 当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
 - (オ) 教育・研修会での匿名下での発表
 - (カ) その他官公庁等の法律法令上の照会時
- (3) 本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。
(救急病院への情報伝達など)
- (4) 利用目的が変更される場合は事前に変更事由を説明し、変更届に同意を得た上で利用を変更します。

12.医療機関へ入院する場合のお願い

利用者が病院または診療所に入院する場合には、あなたの居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、利用者が退院されるときに、円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながりますので、担当の介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをおすすめします。

(入院時の5つのお願い文書をお渡しします)

13.第三者評価の実施状況

当事業所の第三者評価の実施状況は以下の通りです。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
社会福祉法人 岡山千鳥福祉会 オペラハウス鴨方 ケアプランセンター

○説明者 介護支援専門員 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

○利用者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

○代理人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

_____ (続柄：)